

1964年12月25日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時37分~午後3時52分)

2. 応招議員は次の通りである.

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄
4"	安次 宮盛	5"	石川 真大	6"	仲村 又吉
7"	稻嶺 正康	9"	安里 大朗	10"	又吉 正盛
12"	大川 昇行	13"	伊佐 真得	15"	又吉 盛幸
16"	宮里 敏行	17"	伊佐 貞寿	18"	中里 昌助
19"	武島 行男	21"	古波 清次郎		

3. 不応議員は次の通りである.

11番 石川 繁 14番 仲村 喜水 20番 仲村 盛光

4. 出席議員は応招議員と同じである.

5. 欠席議員は不応議員と同じである.

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである

市長	仲村 春勝	助役	具屋 真徳
総務課長	松川 正徳	財政課長	奥里 哲俊
民生課長	仲村 春信	民生課長	当山 善喜
住民課長	大城 仁幸	経済課長	沢し 安一
消防課長		水道課長	國吉 真義
		建設課長	島後 昌栄

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城 光雄 書記 照野 謙 島袋 真由 畑念 香光

8. 議事日程は次の通りである.

- 日程第1, 議案第42号 宜野湾市手数料及び賃用料徴収条例の一部改正する条例について
- 日程第2, 議案第43号 1964年度宜野湾市才入才出通加更正予算について
- 日程第3, 議案第44号 収入使の委任同意について

1964年12月25日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時37分~午後3時52分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	氏名	氏名	氏名	
1番	天久 豪太郎	2番	比 翫 定 亮	3番	天 久 盛 雄
4"	安次 富盛	5"	石 川 真 大	6"	天 村 春 果
7"	稻 領 正 康	9"	安 里 安 明	10"	又 吉 正 弘
12"	大 川 昇 行	13"	伊 佐 真 得	15"	官 官 城 盛
16"	宮 里 敏 行	17"	伊 佐 貞 寿	18"	中 里 幸 助
19"	武 島 行 男	21"	古 渡 誠 清 次郎		

3. 不応議員は次の通りである。

11番 石 川 繁 14番 仲 村 喜 永 20番 仲 村 盛 光

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである

市長	仲 村 春 勝	助 役	具 屋 真 徳
総務課長	松 川 正 義	財政課長	奥 里 将 俊
住民課長	仲 村 春 信	経済課長	沢 し 安 一
消防團長	大 城 仁 幸	水道課長	岡 吉 真 義
		民生課長	当 山 善 喜
		建設課長	島 袋 昌 兼

7. 議会事務局職員の出席者

局長 官 城 光 雄 書記 照 野 毅 島 袋 真 由 知 念 善 光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1, 議案第42号 宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部改正する条例について

日程第2, 議案第43号 1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算について

日程第3, 議案第44号 収入役の選任同意について

議 長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しました。よつて只今より第4回目の会議を開きます。
(午前10時37分)

議 長～目録第1、議案第42号、宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。
事務局長を朗読せしめます。

議 長～提案者の趣意説明を求めます。

市 長～提案の理由は大体そこに記載されておりますが、漁船法の施行規則によつて、市町村長に委任されたのが、その漁船の5トン未満の場合の登録票の手数交付であります。それを交付するには、そこに手数料が要りますので、それともう1つは小型船~~40~~の5トン未満の場合の船籍票の交付それも市町村長に委任されております。今までは宜野湾市にはそれに対する手数料の条例が出来てなかつたので先の漁船法の施行規則については、去つた11月14日から施行される様になつておるし、尚小型船~~40~~については、去つた7月1日から施行される様になつておりますので、この交付の場合にその手数料が徴収出来る様に条例を改正したいと思ひまして提案してあります。宜しく御審議をお願いします。

議 長～暫く休憩致します。(午前10時45分)

議 長～再開致します。(午前10時47分)

~~事務局長~~

議 長～本議に対する質疑を求めます。

5 番～提案理由の規則第63号の施行月日は何時になつて居るか、一番下の方です。

経済課長～63年11月14日から施行される事になつて居ります。

議 長～暫く休憩致します。(午前10時55分)

議 長～再開致します。(午前11時9分)

議 長～17番、18番の出席を報告します。

3 番～市の政策として漁業をやるよりは、殖立をの方がいいと云ふふうな議論になつておると云うんですが、22条の2項でも、答申することが出来ると思ふと云ふことになつておるんですが、そこで市長としては将来小型船~~40~~法の適用の場合には、さて置いて、漁船法の適用と云ふことになつた場合には、非常に市の政策とマツ合しないと云うことが出て来ると思ひますが、市長として将来の政策上、漁業をなくすると云う

議長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しました。よつて只今より第4回目の会議を開きます。
(午前10時37分)

議長～日程第1, 議案第42号, 宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。
事務局長を朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案の理由は大体そこに記載されておりますが、漁船法の施行規則によつて、市町村長に委任されたのが、その漁船の5トン未満の場合の登録票の手徴交付であります。それを交付するには、そこに手数料が要りますので、それともう1つは小型船の5トン未満の場合の船籍票の交付それも市町村長に委任されております。今日まで宜野湾市にはそれに対する手数料の条例が出来てなかつたので先の漁船法の施行規則については、去つた11月14日から施行される様になつておるし、尚小型船については、去つた7月1日から施行される様になつておりますので、この交付の場合にその手数料が徴収出来る様に条例を改正したいと思ひまして提案してあります。宜しく御審議をお願いします。

議長～暫く休憩致します。(午前10時45分)

議長～再開致します。(午前10時47分)

再開致

議長～本案に対する質疑を求めます。

5番～提案理由の規則第63号の施行月日は何時になつてゐるか、一番下の方です。

経済課長～63年11月14日から施行される事になつて居ります。

議長～暫く休憩致します。(午前10時55分)

議長～再開致します。(午前11時9分)

議長～19番, 16番の出席を報告します。

3番～市の政策として漁業をやるよりは、埋立ての方がいいと云うふうな結論になつておると云うんですが、22条の2項でも、答申することが出来るとせんでもいいと云うことになつておるんですが、そこで市長としては将来小型船法の適用の場合には、さて置いて、漁船法の適用と云うことになつた場合には、非常に市の政策とマッチしないと云うことが出て来ると思ひますが、市長として将来の政策上、漁業をなくすると云う

方針であられる様ですが、それについてこの漁船法を適用と云うことは、お考えはどうですか。

市長～市民の市の政策の漁業をなくすと云うことはありません。只埋立地域内に、いわゆる組合を作つての漁業権設定ですね、これが埋立を施行するに困ると云うことでありまして、その業者をなくすと云う意味はありません。埋立をしてその業者は船を持つて先に行つて漁業をすることは可能でありますので、この条例が無用だと云うことは云えないんじゃないかと思つております。

3 番～市長としては、今の水産政策においては、奨励策を取らないと云う様な昨日私そう云う解しやくをして居りますが、それとは相反すると思ひますが、

市長～もう一度

3 番～市長の昨日の一般質問の中でですね、水産業の奨励策は取らないと云う様な解しやくをして居りますが、そんなつた場合には、この手数料との関係が取ればいいと云う問題じゃなくて、将来そう云う政策があるなら、法による答申することが出来ると云うことはずまり取らなくてもいいと云うことになり得る訳ですが、船法を適用するならばかかなくですが、漁船法を適用と云うことになればですね、自からそこに相反することが出て来ませんかと思ひますが、その見解はどうであるか

議長～暫く休憩致します。(午前11時13分)

議長～再開致します。(午前11時14分)

市長～先に申し上げた様に昨日私が答申致しましたのは、埋立地域内に漁業権が設定された場合には、埋立に支障をきたすので、それが好ましくないと云うことでありまして、いわゆる漁業と云うのは、漁業全部これを好ましくないと云う意味はありません。だから何も埋立に支障のない様な漁業とか船を持つての漁業と云うものは別にこれを市長が止めると云うことではありません。

3 番～ちや市長さんのお考えは、そう云うふうな事であればですね、市の方針として水産業の保護育成と云うことについて、どう云うことを考へておられるかですね、水産業の保護育成と云うものの面で、どう云うふうな第1次産業の申の保護育成と云うのが、どう云う施策を持つておられるか、お聞きしたいんですが、

市長～保護育成と云うことになりませう。と云うと私も技術者でないので、宜野湾市において今の埋立をやつても。

方針であられる様ですが、それについてこの漁船法を適用と云うことは、お考えはどうですか。

市長～市民の市の政策の漁業をなくすると云うことはありません。只埋立地域内に、いわゆる組合を作つての漁業権設定ですね、これが埋立を施行するに困ると云うことでありまして、その業者をなくすると云う意味やありません。埋立をしてもその業者は船を持つて先に行つて漁業をすることは可能でありますので、この条例が無用だと云うことは云えないんじゃないかと思つております。

3 番～市長としては、今の水産政策においては、奨励策を取らないと云う様な昨日私そう云う解しやくをして居りますが、それとは相反すると思ひますが、

市長～もう一度

3 番～市長の昨日の一般質問の中でですね、水産業の奨励策は取らないと云う様な解しやくをして居りますが、そんなつた場合には、この手数料との関係が取ればいいと云う問題じゃなくて、将来そう云う政策があるなら、法による答申することが出来ると云うことはつまり取らなくてもいいと云うことになり得る訳ですが、船法を適用するならとにかくですが、漁船法の適用と云うことになればですね、自からそこに相反することが出て来はせんかと思ひますが、その見解はどうであるか

議長～暫く休憩致します。(午前11時13分)

議長～再開致します。(午前11時14分)

市長～先に申し上げた様に昨日私が答申致しましたのは、埋立地域内に漁業権が設定された場合には、埋立に支障をきたすので、それが好ましくないと云うことでありまして、いわゆる遠洋漁業と云うのは、漁業全部これを好ましくないと云う意味じゃありません。だから何も埋立に支障のない様な遠洋漁業とか船を持つての漁業と云うものは別にこれを市長が止めると云うことではありません。

3 番～ぢや市長さんのお考えは、そう云うふうな事であればですね、市の方針として水産業の保護育成と云うことについて、どう云うことを考えておられるかですね、水産業の保護育成と云うものの面で、どう云うふうな第1次産業の中の保護育成と云うのが、どう云う施策を持つておられるか、お聞きしたいんですが、

市長～保護育成と云うことになります。と云うと私も技術者でないので、宜野湾市において今の埋立をやつても、

3 番～増立の問題でなくして、水産業の保護育成と云う面でどう云う施策をもつておられるかですね。

市長～今の所、その保護育成と云う技術的な面、或は資本資金をどうすると云うようなことは、未だ考えておりません。

3 番～そう云う面は、全然施策を持つておらないと云うことですか。

議長～3番議員の出席を報告します。

5 番～関連して質問致します。この施行規則第22条の2項は市町村に与えられた市町村に関しては、義務規定じゃなくて、権利規定になつております。先の今の質問にもありました様に取つてもいい、取らなくてもいいと云うような権利規定であります。そこで取る様になつた、その必要性を感じたから、いわゆる財源に伴う上であるのか、その他の理由であるのか、取らんよりは取つた方がいいと云うようなありましたが、然とした理由によるのか、その辺をもう少し説明をお願いします。

市長～これは別に取らなくてもいいと云うじやなしに取る様になつておりますので、この場合には、条例が必要であると云うので、これを提案してある訳であります。

5 番～取る様になつておりません。取つていい様にしかなつておりません。いわゆる義務じゃなくて、権利であります。この条文が正しいとすれば、この第22条の2項にかかげてある条文がプリントのミスでもなく、そのまま正しいとすれば、あくまでこれは権利であつて義務じゃありません。そうなると取る様になつておると云う市長の今の説明は少し。

市長～今議長の方でこれは取る様になつておると云うので私、それにお答えしてありますが、この手数料は、その公文やその他の説明、いわゆる役所の方では、他ののもそう云うものを取る様になつておるので、これだけ取らんと云うことより、一応取つた方がいいんじゃないかと云う気持でどう提案してあります。

5 番～今の御説明では、大体察しられるのは、他の色々の手数料と均等に保つ上において、その面から取ることに決定したと、そう云うふうに解しやすくしていいですか。

市長～提案したと。

5 番～つまりこれだけ取れば、取らんよりは財源にいくらかプラスになると

3 番～埋立の問題でなくして、水産業の保護育成と云う面でどう云う施策をもつておられるかですね。

市 長～今の所、その保護育成と云う技術的な面、或は資本資金をどうすると云うようなことは、未だ考えておりません。

3 番～そう云う面は、全然施策を持つておらないと云うことですか。

議 長～3番議員の出席を報告します。

5 番～関連して質問致します。この施行規則第22条の2項は市町村に与えられた市町村に関しては、義務規定じゃなくて、権利規定になつております。先の今の質問にもありました様に取つてもいい、取らなくてもいいと云うような権利規定であります。そこで取る様になつた。その必要性を感じたから、いわゆる財源に伴う上であるのか、その他の理由であるのか、取らんよりは取つた方がいいと云うようなありふれた然とした理由によるのか、その辺をもう少し説明をお願いします

市 長～これは別に取らなくてもいいと云うじやなしに取る様になつておりますので、この場合には、条例が必要であると云うので、これを提案してある訳であります。

5 番～取る様になつておりません。取つていい様にしかなつておりません。いわゆる義務じゃなくて、権利であります。この条文が正しいとすれば、この第22条の2項にかかっている条文がプリントのミスでもなくてそのまま正しいとすれば、あくまでこれは権利であつて義務じゃありません。そうなるのと取る様になつておると云う市長の今の説明は少し。

市 長～今課長の方でこれは取る様になつておると云うので私、それにお答えしてありますが、この年費料は、その公文やその他の説明、いわゆる役所の方では、他ののもそう云うものを取る様になつておるので、これだけ取らんと云うことより、一応取つた方がいいんじゃないかと云う気持ちでこう提案してあります。

5 番～今の御説明では、大体察しられるのは、他の色々の手費料と均等を保つ上において、その面から取ることに決定したと、そう云うふうに解しやすくしていいですか。

市 長～提案したと。

5 番～つまりこれだけ取れば、取らんよりは財源にいくらかプラスになると

云つた面じやなくて、外の手教料の制度などから考慮に入れて、その均等と云う面から、徴収する様になつた訳ですか、そう云うふうに解しやすくしてよろしいですか、

市長～はい、

経済課長～私の方からお答えしますが、第18条に法第22条の規定による手教料の額は別表第1の通りとする云うふうになつて居りますので、

5番～済みませんが、口頭弁でやつて下さい、公文の場合もあるし、

経済課長～漁船法の施行規則の第18条の手教料と云う所に法第22条の規定による手教料の額は別表第1の通りとする云うことになつて居りますので、別表第1の通り取りやかないと解しやすくされると思ひます、

5番～今の課長の説明は、いわゆる取る場合には、手教料はどのくらいか金額で取ればいいのかと云うのが18条であつて、私が先程、市長に質問致しましたのは、第22条の項、これはいわゆる母法でありまして、この条項はあくまで権利規定であつて、何んら一片の義務も含まれておられません、つまり取つてもいいと云うだけの話してありまして、先程の課長の説明は、若し市町村のこの母法に第22条の2項にもとづいて、取ると云うことが決つた場合に、その手教料をどの金額に設定するかと云うふうな拘束規定であります、ですから先の市長、私の質問に對しての答弁は、当局的答弁は市長の答弁が正しいと云うふうに解しやすくしてよろしいですか、今の私に對する答弁は私から云えば、当局的に對して質問している訳であります、當局から市長と課長が違つた答弁をして居ります、こう云うふうに統一されてない答弁は私としては、どの答弁を正しいものに受け取つていいか、確かめておかないか、で、市長の答弁が正しいでしょう、と云うので、これに對しては、

議長～早く休憩致します。(午前11時21分)

議長～再開致します。(午前11時35分)

4番～手教料の条例設定されて居りますが、登録の事務も委任されて居るか、どうか、市町村長に、登録事務のですね、委任をされて居るか、どうか

籍務課長～これはですね、法律でもつてですね、5トン以下のいわゆる漁船、或は船舶についての登録事務が法律でもつて市町村長に何されて居ります、

4番～そう致しますと、当然条例の中でその登録事務に關する部面におやても設定すべきじやないかと思ひますが、それは設定しなくても事務には支障は来たさないかどうか、例へば登録する場合の方法ですね、或

云つた面じやなくて、外の手教料の制度などから考慮に入れて、その均^と云う面から、徴収する様になつた訳ですか、そう云うように解しやすくしてよろしいですか、

市長〜はい。

経済課長〜私の方からお答えしますが、第18条に法第22条の規定による手教料の額は別表第1の通りとする云うふうになつて居りますので、

5 番〜済みませんが、口頭弁でやつて下さい。公文の場合もあるし。

経済課長〜漁船法の施行規則の第18条の手教料と云う所に法第22条の規定による手教料の額は別表第1の通りとする云うことになつておりますので、別表第1の通り取らなげりやいかないと解しやすくされると思っています。

5 番〜今の課長の説明は、いわゆる取る場合には、手教料はどのくらいの金額で取ればいいのかと云うのが18条であつて、私が先程、市長に質問致したのは、第22条の項、これはいわゆる母法であります。この条項はあくまで権利規定であつて何んら一片の義務も含まれておりません。つまり取つてもいいと云うだけの話してありまして今先の課長の説明は、若し市町村のこの母法に第22条の2項にもとづいて、取ると云うことが決つた場合に、その手教料をどの金額に設定するかと云うふうな拘束規定であります。ですから先の市長、私の質問に対しての答弁は当局の答弁は市長の答弁が正しいと云うふうに解しやすくしてよろしいですか、今の私に対する弁は私から云えば、当局に対して質問している訳ではありますが、当局から市長と課長が違つた答弁をしております。こう云うふうに統一されてない答弁は私としては、どの答弁を正しいものに受け取つていいか、確かめておかんといかんで、市長の答弁が正しいでしょう。

議長〜暫く休憩致します。(午前11時21分)

議長〜再開致します。(午前11時35分)

4 番〜手教料の条例設定されておりますが、登録の事務も委任されておるかどうか、市町村長に、登録事務のですね、委任をされているかどうか

総務課長〜これはですね、法律でもつてですね、5トン以下のいわゆる漁船、或は船^船についての登録事務が法でもつて市町村長に何されております。

4 番〜そう致しますと、当然条例の中でその登録事務に関する部分においても設定すべきじゃないかと思いますが、それは設定しなくても事務には支障は来たさなないかどうか、例へば登録する場合の方法ですね、或

は又規制をしないで当然登録事務に関するいろいろな付帯事務があるがそれについては、別に支障はないかどうか。

総務課長～これはですね、この条例はその登録行為をする場合の、いわゆる事務操作ですね、それに対する手数料の条例でございます。それからその登録をする諸手続と云うのは、あくまでも法に基づき手続でございますので、ちゃんと法律でもつて規定されておると、只その法律でもつて規定された行為を市町村長が、その事務操作をする場合の手数は、こう云うふうな意味でありますので、今おつしやるのは、手続の方法とか、そう云うことだと思っておりますが、それはもうちゃんと法に規定されておりますから、あえて条例に規定する必要はないと思っております。又この条例があくまでも本市における手数料及び使用料徴収条例の分野でありますのでそう云うふうな何んで御懸しやく出来るんじやないかと思ます

議長～質疑がない様でありますので、質疑を打ち切ることにより御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打ち切ることにより致します。

議長～では、本案に対する討論を求めます。

5番～原案に賛成であります。

議長～外に突つた御意見はございませんか、御意見がない様でありますので、討論を打ち切りたいと思ますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がない様でありますので、討論を打ち切ることにより致します。

議長～では、議案第42号宜野湾市手数料及び使用料徴収条例についてを議決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、議案第42号宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例については原案通り可決決定致します。

議長～第2号、議案第43号、1964年度宜野湾市才入才出通加更正予算についてを議題と致します。

は又規制をしないで当然登録事務に関するいろいろな付帯事務があるがそれについては、別に支障はないかどうか。

総務課長～これはですね、この条例はその登録行為をする場合の、いわゆる事務操作ですね、それに対する手数料の条例でございます。それからその登録をする諸手続と云うのは、あくまでも法に基づく手続でございますので、ちゃんと法律でもつて規定されておると、只その法律でもつて規定された行為を市町村長が、その事務操作をする場合の手数は、こう云うふうな意味でありますので、今おつしやるのは、手続の方法とか、そう云うことだと思っておりますが、それはもうちゃんと法に規定されておりますから、あえて条例に規定する必要はないと思っております。又この条例があくまでも本市における手数料及び使用料徴収条例の分野でありますのでそう云うふうな何んで御解しやく出来るんじゃないかと思っております。

議長～質疑がない様でありますので、質疑を打切ることにより御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打ち切ることにより致します。

議長～では、本案に対する討論を求めます。

5 番～原案に賛成であります。

議長～外に変わった御意見はございませんか、御意見がない様でありますので、討論を打ち切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がない様でありますので、討論を打ち切ることにより致します。

議長～では、議案第42号宜野湾市手数料及び使用料徴収条例についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第42号宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例については原案通り可決決定致します。

議長～目録第2、議案第43号、1964年度宜野湾市才入才出通加更正予算についてを議題と致します。

この件につきましては書記の朗読を省かさせていただきます。

議長～プリントの訂正がある様でございますので、専務局長をして朗読せしめます。

局長～後から2枚目の方ですが、才出のですね、諸支出金の5需要費と云うのがございまして、その需要費のですね、前圖までの予算額の方が1,954\$になつておりますが、それを2,174\$に御訂正をお願い致します。それから合計の方3,145\$になつておりますが、3,365\$に御訂正をお願い致します。

議長～暫く休憩致します。(午前11時42分)

議長～再開致します。(午前11時43分)

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～大きな理由は、この提案しなければならぬ理由は、今度交付金が確定致しましたので、その額が当初予想したよりも、約1万\$増しており、その外に補助金が土木專業の補助金これはあの青堀(オオグムアー)の所の工事の補助金であります。それから尚選挙の場合に出す資金これも確定致しまして、今度収入として上がる様になりましたので、それでもつて今までやりたいと思つて居つたんだが、財源の捻出に困つて居りました所のあの屋場の水のボイラーに今のままの水ではどうも暖かさが足りない云うので、それを何んとか天水を取つてこれに使う様な施設をした要と云うので、そこに持つて来るし、尚議費の方で旅費、それから需は費等に不足がある云うので、そこに増してあります。尚、管轄としてこの草おき場の地ならし、かとい等を予定しております。この所の政府の補助金の場合にも申し上げましたが、今度の排水工事は、これは排水補助でやるんだが、一応この増地造成の意味でオオグムアーの下の所の排水をきれいにやろうと云うので、市としての需要費を加えて5,500\$の工事をやる事にしております。以上の様な所が今度の更正の主な点でありますので宜しく御審議をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫く休憩致します。(午前11時45分)

議長～再開致します。(午前11時50分)

10番～市町村交付税について、お伺いします。相当の収入増になつておりますが、当初予算においてより相当確になつておりますが、あの当時突際されなかつたものであるのか、いわゆるそれは確定と云うふうになつておりましたが、実際にあの予算を編成する場合にいわゆるその確定がどう云う様な政府のあれであるのか、その辺について御説明をお願いしたいと

この件につきましては書記の朗読を省かさせていただきます。

議 長～プリントの訂正がある様でございますので、事務局長をして朗読せしめます。

局 長～後から2枚目の方ですが、才出のですね、諸支出金の5需要費と云うのがございます。その需要費のですね、前圖までの予算額の方が1,954千円になつておりますが、それを2,174千円に御訂正をお願い致します。それから合計の方3,145千円になつておりますが、3,365千円に御訂正をお願い致します。

議 長～暫く休憩致します。(午前11時42分)

議 長～再開致します。(午前11時43分)

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～大きな理由は、この提案しなければならぬ理由は、今度交付金が確定致しましたので、その額が当初予想したよりも、約1万千円増しており、その外に補助金が土木事業の補助金これはあの青堀(オオグムヤ)の所の工事の補助金であります。それから尚選挙の場合に出す資金これが確定致しまして、今度取入として上がる様になりましたので、それでもつて今までやりたいと思つて居つたんだが、財源の念出に困つて居りました所のあの~~水~~場の水のボイラーに今のままの水ではどうも~~確~~度が強いと云うので、それを何とか天水を取つてこれに使う様な施設をしたいと云うので、そこに持つて来るし、尚議会費の方で旅費、それから需要費等に不足があると云うので、そこに増してあります。尚営繕としてはこの車おき場の地ならし、かこい等を予定しております。この所で政府の補助金の場合にも申し上げましたが、今度の排水工事は、これは目録援助でやるんだが、一応この地造成の意味で材グムヤの下の所の排水をきれいにやろうと云うので、市としての需要費を加えて5,500千円の工事をやる事にしております。以上の様な所が今度の更正の主な点でありますので宜しく御審議をお願い致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫く休憩致します。(午前11時45分)

議 長～再開致します。(午前11時50分)

1番～市町村交付税について、お伺いします。相当の取入増になつておりますが、当初予算においてより相当確になつておりますが、あの当時実際されなかつたものであるのか、いわゆるそれは確定と云うふうになつておりましたが、実際にあの予算を編成する場合にいわゆるその確定がどう云う様な政府のあれであるのか、その辺について御説明を願いたいと

思います。

市長～どの面でそれだけふえたかと云う何は未だ調べてありませんが、当初のものは、率におきましても、従来通りを大体見積つて出してありますがこの度はその交付率においてもいくらと云うふうには示されておりませんが、全体的にふえているんじゃないかところ思っております。

1●番～大体合計の基本のあれは、1ツの地方自治法にもありますし、又前年度と本年度とした場合にも相当額当初予算にも計上されております。そう云う確定の仕方、計算の方法です。いわゆる1万事もそんなに違つたかどうか、そこを納得の行く様な御説明を願いたいと思います。

市長～只今の計算の何は、助役より説明させます。

助役～当初予算において、交付税の額が確定期間なかつたと云うことにつきましてには税法でもつて旧年度よりも新年の方が税法改正において、交付税の額そのものが上がったと云うことは、信じておりますのですが、しかしその算出の方法に行きますと、例へば去年よりも1割増したから各市町村も1割増すんだと云うふうな答えにならない訳でございます。その方には結局は各市町村の財源需要額と、それから基準財政取入額の方の差を考慮するかつこうになつておりますので、交付税額そのものは去年より相当上がつておる訳でございます。ですがその算出の需要額の方においては、従来の需要額の算定の方法によつて当初予算の時には、そう云う方法しかございませんで従来の方法で計上してある訳でございます。今度1万事も以上も上がつておりますのは、結局は額そのものは上がつてはいるんだがその各市町村の交付される分については、当初予算においては、支出できなかつたと云うふうで、そわでその後それはどう云うふうに変つたかと申しますと需要額において、従来消防費の方は人口と消防車台数の方にその算出の基礎がおかれておりました。その方は従来と変りはございませんですが、単位、費用において人口による単位費用が今までは、0.04セントであつたのが、64年度は0.05セントに上がった訳です。それから額については、1台につき従来は1,472と云うふうになつておりましたのが、64年度は1,969とそれから土木費の方においては、道路の面積において、面積においては従来通りでありまして今度は新しく延長と云うのと、それからその市町村の総面積が新たに加わつて算定基準になつております関係で道路面積においては、従来通り一平方メートルにつき0.02セントそれから延長について新しく1メートルにつき0.05セントそれから市町村の総面積に対して一平方キロについて800とそう云うふうになつております。それからその他の土木費の方にこの方は人口で算出されておりますですが、従来は0.06セントで算出の基礎がおかれておりましたのが、単位、費用がおかれておりましたのが、今度は0.15、1セントと云うふうになつております。それから次は厚生費でございますが

厚生費は社会福祉費と衛生費の方に分れておりますが、社会衛生費は人口によつて算出されておりました。従来0,12のが0,15,4それから衛生費の方は、従来はすぐ段階補正と態容補正に人口補正を対銀にしておるが、この方が今度から2万人以下と、2万以上の市町村に新しく標準市町村の方が設定替えになりまして、そして2万人以下の場合には1人につき従来0,11だつたのが、0,13,4それから2万人以上のとは、今まですぐ同じ様に0,11しか見られていなかったのが、今度は0,26と云うふうになつておりました。それから産業経済費において農業費の方がこれは農家戸数と耕地面積でございまして、農家戸数、従来1戸当り\$3,12とが\$4,99それから耕地面積一町歩について従来\$1,65のとが\$1,92それからその他の産業経済費の方は林業、水産業及び商工業の従事者奨励についてと云うふうになつておりました。1人につき従来は\$1,06だつたのが\$1,30にそれからその他の行政費として、徴税費とそれから戸籍、住民登録費その他諸費と云うふうになつておりましたが、徴税費の方は従来と変わりはありません。それから戸籍住民登録の方が、本籍人口1人について従来0,10だつたのが、\$0,13,8それから住民登録の方が人口1人について0,05だつたのが0,66それからその他の諸費について人口1人につき\$1,18だつたのが\$1,66,9と云うふうになつておる。算出の基礎が今度は変つて、これによつて算出されておる訳でございまして当初予算においては、この算出の方法が従来の方法で算出されておる訳であります。

10番～今先、助役さん様この自治法をこの読み上げられて答弁されておりますが、これはいわゆる62年の12月施行になつておりますが、そこでその予算については我々はこれから始めてございまして、今までのそう云うのも、追加更正ではいく分かのあれは、あれですが、ありましたか、追加更正、去年か一昨年、

助 役～毎年少しづつは変更はございます。

10番～いわゆる予算につきましては、なるだけ当初予算に計画をもつた予算がもつとも好ましいと云うふうになつておりますが、今後はこう云う色々な面におきまして、なるだけ更正予算を数を少くしり当初予算でほんとうの一年の計画をより盛り立てて行つて載ります様御要望申し上げましてその1の質問に対して終りたいと思ひます。

3番～交付税の問題でございまして、我々当初予算を組む場合に、他市町村とも良く検討した訳でございまして、その時に確か具志川が相当大に見越して組んだと云う様なことでありましたが、どうするかと云う様なこともあつた訳でありますが、人口規模その他の面で相当本市とかよつておりますが、本年度の交付税を比較した場合には、具志川が倍近くも

本市よりあると云う事象が、そこに何か算定基礎が具志川の場合と本市とが違つておるのか、それともその場合に、山かけたのが当つたと云う訳であるかです、その面当局で検討されているかです、

市長～只今ののは、具志川と比較してその算定がどこで違つているかと云う。

3番～いや、本市の場合にもです、その交付税の算定基礎がです、それを見越してやるためには、そう云うふうなつたもんであるか、或はどちらかと云うふうな組み方をしたのが、それはわかりませんが、どうして人口規模、その他が大体にかよつておつて、そんなに交付税の額が違つか、そう云う面も調査したことがあるかどうか、

市長～只今の御質問、具志川のは調査されていませんが、増えるのは先要請から見てもです、道路の面積或は土地の面積、

3番～具志川がです、7万8千いくらか、本市の場合が4万6千です、向う8万か7万越したと思うんですが、その他の人口規模にしてどうして交付税がそんなに違う訳があるかと云う、そう云う面を御調査されたことがあるかどうか、

市長～具志川のもの調査はやつておりませんが、

助役～付け加えてお答えしておきます。この方は交付税につきまして、今私の方が見上げておりました基礎によつて、各市町村のところが、集計になりまして、そしてその方とそれから基準財政収入額の各市町村の合計との差額でもあつて、今年度交付すべき普通交付税の額について、その差額によつてあつて、ことになつた場合においては、結局は具志川の方とこつちの方との比較と云うことによる基準財政収入額によつて、需要額の算定によつて需要額を算定しそれから基準財政収入額もこれは、あの法とそれから施行規則の方ではつきりしておりますので、これでもつて算出されておる訳でございます。先多番さんが申し上げられました具志川において当初予算において、山かけたのが当つて、あれだけになつた。直野市の方は山かけてなかつたから少ないと云うふうなことにはなつておりません。あくまでもこれは法と規則によつて各市町村の方に分配されておる訳でございます。

議長～暫く休憩致します。(午後零時04分)

議長～再開致します。(午後零時10分)

18番～政府の支出金、いわゆる交付税含めて補助金なんですが、この中に補助金のごときは市から、それは決定をして政府で査定して、示された額であるのか、この辺について、

本市よりあると云う時態が、そこに何か算定基礎が具志川の場合と本市とが
とが違つておるのか、それともその場合に、山かけたのが当つたと云う
訳であるかですね、その面当局で検討されているかですね、

市 長～只今ののは、具志川と比較してその算定がどこで違つているかと云う。

3 番～いや、本市の場合にもですね、その交付税の算定基礎がですね、それ交
れを見越してやるために、そう云うふうななつたもんであるか、或はど
ちらかと云うふうな組み方をしたのが、それはわかりませんが、どうし
て人口規模、その他が大体にかよつておつて、そんなに交付税の額が違
うか、そう云う面も調査したことがあるかどうか、

市 長～只今の御質問、具志川のは調査されていませんが、増えるのは先要額か
ら見てもですね、道路の面積或は土地の面積、

3 番～具志川がですね、7万8千いくらか、本市の場合が4万6千ですね、向
う8万か7万越したと思うんですが、その他の人口規模にしてどうして
交付税がそんなに違う訳があるかと云う、そう云う面を御調査されたこ
とがあるかどうか、

市 長～具志川のもの調査はやつておりませんがね、

助 役～付け加えてお答えしておきます。この方は交付税につきまして、今私
の方が読み上げました基礎によつて、各市町村のものが、集計になりまして
そしてその方とそれから基準財政収入額の各市町村の合計との差額でも
つて、今年度交付すべき普通交付税の額について、その差額によつてあ
ん分されておりますので、結局は具志川の方とこつちの方との比較と云う
ことになつた場合においては、結局今先私が申し上げました、あの項目
による基準財政収入額によつて、需要額の算定によつて需要額を算定し
それから基準財政収入額もこれは、あの法とそれから施行規則の方で、
はつきりしておりますので、これでもつて算出されておる訳でございます
して、先3番さんが申し上げられました具志川において当初予算におい
て、山かけたのが当つて、あれだけになつた。宜野湾市の方は山かけて
なかつたから少ないと云うふうなことはなつておりません。あくまで
もこれは法と規則によつて各市町村の方に分配されておる訳でございます。

議 長～暫く休憩致します。(午後零時04分)

議 長～再開致します。(午後零時10分)

18 番～政府の支出金、いわゆる交付税含めて補助金なんですが、この特に補助
金のごときは市から、それは決定をして政府で査定して、示された額で
あるのか、この辺について、

市長～当初の予算の場合には、政府には今度も査定もして決定された額が、それだけ増したと云うのが先から新しく又事業をやつて増したのもありません。補助金が、

18番～それは目的が示されております。伊佐地内といわゆる上の方は減です。下の方は、800.4, 400なんです。これは伊佐地内の補助金になつておるんですが、当初で示された額であるのか、或は又反対に主府によつての指定額であるのか、

市長～いえ、その伊佐の方は新しく事業をする様に向こうと折衝してですね、私達が予定してなかつたのを新しくやつてもらふ様にして、それだけの補助金を得る様になつた。上の方は予定しておつたんだが、その決定額がこれだけ出来たと云うふうなんです。

18番～それは今度の交付額も含めて、予算では計上されておりますが、これは実際入つたかどうかですね、只内~~で~~でかたづけられたか、即ち入つたかどうか、その辺ですね、

市長～それは、まだ入つておりません。工事の方は、伊佐のものなんかは、これから又入札にも移すんですが、金は未だ入つておりません。それから交付金も未だ取受け取つてはおりません。

18番～新聞でも交付額の内示のあれが出ておりましたが、交付時期と云うのがあつたと思ひますが、その場合やはり補助金にしましても、一応は懸容費と云うことになるかと思ふんですが、その場合に特に\$1,000の懸容費を繰出場合において、当初の計画とくるいはないかどうかですね、その場合にいわゆる交付額の目当としての懸容費と云うことになるのか当初から計画のいわゆる懸容費いくらだと云うふうなことも、あるかどうかですね、その文から見ると、いわゆる伊佐地内の懸容費もいくらか含まれております。それから交付金のまだ来ないと云う事ですが、交付時期いわゆるそう云つた所の政府の事務手続において、まだかと思ふんですが、市町村として交付額、或は補助金の内示を受けて、その来るまでの時期、いわゆる属にいわゆる事業年度の最後に事業が集中して、いわゆる予算の消化出来ないと云うことになり得るんだが、どうしてこうなるのか、これについてお伺いします。

市長～いわゆる懸容費を一応交付金から見積つた場合、交付金がない限り仕事が出来ないので、年度しまいにその事業が持ちこされやせんかと云うふうな心配の御質問かと思ひます。そうでしょうね、それは、正直な所申しませすと、事実私達その交付金を早く得たいのでありますが、昨夜は沖繩市町村会がありまして、そこに局長、地方課長の横井氏も見えていますが、政府としても出来るだけそう云う事業に差支えない様に早く出したいんだが、今すぐと云うことは、この市町村によつては、今度の賞

市長～当初の予算の場合には、政府には今度も査定もして決定された額が、それだけ増したと云うのが先から新しく又事業をやつて増したのもあります。補助金が、

18番～それは目的が示されております。伊佐地内といわゆる上の方は減です。下の方は、800.4、400なんです。これは伊佐地内の補助金になつておるんだが、当初で示された額であるのか、或は又反対に政府で主席によつての指定額であるのか、

市長～いえ、その伊佐の方は新しく事業をする様に向こうと折衝してですね、私達が予定してなかつたのを新しくやつてもらふ様にして、それだけの補助金を得る様になつた。上の方は予定しておつたんだが、その決定額がこれだけ出来たと云うふうなんです。

18番～それは今度の交付税も含めて、予算では計上されておりますが、これは実際入つたかどうかですね、只内 がかたづけられたか、即ち入つたかどうか、その辺ですね、

市長～それは、まだ入つておりません。工事の方は、伊佐のものなんかは、これから又入札にも移すんですが、金は未だ入つておりません。それから交付金も未だ取受け取つてはおりません。

18番～新聞でも交付税の内示のあれが出ておりましたが、交付時期と云うのがあつたと思ひますが、その場合やはり補助金にしましても、一応は態容費と云うことになるかと思ふんだが、その場合に特に\$1,000の態容費を組出の場合において、当初の計画とくるとは異なるかどうかですね、その場合にいわゆる交付税の目当てとしての態容費と云うことになるのかか当初から計画のいわゆる態容費いくらだと云うふうなことも、あるかどうかですね、その文から見ると、いわゆる伊佐地内の態容費もいくらか含まれております。それから交付税のまだ来ないと云う事ですが、交付時期いわゆるそう云つた所の政府の事務手続において、まだかと思ふんだが、市町村として交付税、或は補助金の内示を受けて、その来るまでの時期、いわゆる属にいわれる事業年度の最後に事業が集中して、いわゆる予算の消化出来ないと云うことになり得るんだが、どうしてこうなるのか、これについてお伺いします。

市長～いわゆる態容費を一応交付金から見積つた場合、交付金が来ない限り仕事が出来ないので、年度しまいにその事業が持ちこされやせんかと云うふうな心配の御質問かと思ひます。そうでしょうね、それは、正直な所申しますと、事実私達その交付金を早く得たいのでありますが、昨夜は沖繩市町村会がありまして、そこに局長、地方課長の嶺井氏も見えていますが、政府としても出来るだけそう云う事業に差支えない様に早く出したいんだが、今すぐと云うことは、この市町村によつては、今度の賞

手もそれが入らんと出来るように上げては出来ないと云うぐらいに
 困つては支えない市町村様も、あるようでは、私達と云うのは、こう云う
 業てありまします。所が、昨夜の話しで、大月^頃には、大体1月2月迄に
 話らわんと、そうと云うと、今申入れは、手は、おつ業者様で、急が
 つてと云うと、事を進めは、一時は、それを、出た方が、もう業者様
 市町村によつては、必^ズ必^ズと、何れは、たし、金も、ある様で、進め
 いと云う事は、ありうることである。

18番～交付の時期と云うふうに、ちやんと家にもある訳ですが、未だなされ
 てない理由をお聞きなつたことがあるかどうか、それともう1ツは、\$3
 840の補助金増です。伊佐地内^のそれは、その見積はいくらです。政府
 かね、そことしての設計見積料は、いくらかであるかです。政府補助金
 とどの位の差があるかです。

助 後～只今の質問については、私の方からお答えします。伊佐の排水の工事
 費、この方は、地運局の関係になつております。設計額の方、才
 出予算の方にあります。\$5,500でありまして、その内、政府か
 ら来ますのは、才入予算の方にあります。\$4,400。地運局は、
 の方が20%。政府補助金が80%と云うふうになつております。

18番～そうしますと、先もありました様に、懸容費と云うのは、それなりに相
 応して、いわゆる予算の費用執行のための額と思つて、このこと
 して、実際にその見積です。ね、いわゆる資料も出したと思つて、ここ
 から伊佐地内の工事の見積額です。ね、それはいくらかであるのかです。
 ね、懸容費をプラスしたのがこの見積と云うことになるのかです。

助 後～この方は、去年までは、土木の方も、経済局の方も、政府の方が直接設計
 はやつておりました。が、今年度から各市町村の方で設計する様
 になつております。で、この場合は、うちの市の設計額と云うふうになつ
 ております。

18番～そうすると、設計額に基づいて、範囲のやはり80%と云うことにな
 る訳です。

助 後～はい。

19番～才出の方におきまして、11款の4類の旅費、13類の食糧費、その
 増額した理由を御説明願います。

与もそれが入らんと出来ないと上げることは出来ないと言うぐらゐに困っている市町村もあるようであります。私達としては、こう言う事業に差支えない様に交付金も出して載せたいと言ふことは、申し上げてあります。所が、昨夜の話しては大体3月頃になりやせんかと云う話がありましたので、だからこの市町村では、大体12月にやつてもらわんと、そう云うと今の賞与にも関係するので、なるだけ早急にやつてもらいたいと言ふ申入れはしてあります。おつしやる様に金がなると云うと事業を進めても、その支出の方がもう業者から督促されて市町村によつては、一時借入れをした様な所もある様であります。今おつしやる様だめだめな何は、たしかに金がなくて事業が進めにくいと云う事はありうることであります。

18番～交付の時期と云うふうに、ちやんと表にもある訳ですが、未だなされてない理由をお聞きなつことがあるかどうか、それともう1つは\$3840の補助金増ですね、伊佐地内のそれはその見積はいくらですかね、そことしての設計見積料はいくらであるかですね、政府補助金とどの位の差があるかですね、

助 彼～只今の質問については、私の方からお答えします。伊佐の排水の工事費、この方は健運局の関係になつておりますですが、設計額の方が才出予算の方にあります様に\$5,500でありまして、その内政府から来ますのは、才入予算の方にあります。\$4,400結局は態容費の方が20%政府補助金が80%と云うふうになつております。

18番～そうしますと、先もありました様に態容費と云うのは、それなりに相応して、いわゆる予算の費用執行のための額と思うんですが、こことして実際にその見積ですね、いわゆる資料も出したと思ひますが、ここから伊佐地内の工事の見積額ですね、それはいくらであるのかですね、態容費をプラスしたのがこの見積と云うことになるのかですね、

助 彼～この方は去年までは、土木の方も経済局の方も、政府の方が直接設計はやつておりましたですが、今年度から各市町村の方で設計する様になつておりますので、この場合はうちの市の設計額と云うふうになつております。

18番～そうすると、設計額に基づいて、範囲のやはり80%でと云うことになる訳ですね、

助 彼～はい。

10番～才出の方におきまして、11款の4節の旅費、13節の食料費についてお答え致します。旅費の方は当初予算で\$50一組まれておりますがこの度の職員増によりまして、特に徴税吏員の方が現在6名毎目

財政課長～御質問の旅費と食費についてお答え致します。旅費の方は当初予算で\$50一組まれておりますが、この度の職員増によりまして、特に徴税吏員の方が現在6名出張徴収に精だしておりますのでこの点から今後もフルに出張徴税を行なつて滞納税金の整理に当りたいと、こう云う意味におきまして、旅費の追加をお願いした訳でございます。何故かと申し上げますと、12月までに旅費の方で流用されて、\$120余り現在使つております。それで今後もその出張徴収、特に重点的やりたいと思つておりますので、宜しくお願ひ致します。それから食費の方でございますが、食費は当初予算で\$30計上されておりますが、去つた7月、8月の職員による出張徴収、その際の懇談会費に\$128も使用されております。それで今後のそう云う納税についての懇談会、協議会、そう云うのが全然費用がないと云うかつかつておりましたのでその際の菓子代と云う意味であと\$30位しか残らないと思ひますが、この点もよろしくお願ひ申し上げます。

10番～今先の課長の説明によりますと使つてないから、更正予算はされるのは当然ですが、前の議会でもいわゆる徴税面に対して、\$1,000繰入れてありますが、それをして大体どう云う面にそう云う多額のものが必要であるのか、と云うその面についてもう少し御説明願ひます。いわゆる単なる使つてありませんと云うのでなくして、もつと廻り下げてどう云う面に使つたか、

財政課長～今度の更正におきまして、旅費とか、或は職員の手当と云うことは当初予算でそれだけの一年の出張徴税、そう云う計算から予算を計上すべきであります。私が考えます上においては、当初予算ではこう云う徴税吏員の特に出張して納税をその普励するところ、こう云う計画がなされていなかつたんじゃないかと思ひます。現在徴税吏員が6名毎目の様に法人関係、又個人、那覇とか、コザとか外人の賃宅においては特にその他市町村に在住して居るものが、多い訳でございます。そう云う固定資産の所有者は特に他市町村でございますので滞納がちであると、又法人関係或は外人においても出張して、そのつど督促をした方が納税にもいい成績を上げられると、こう云う面では、今後の徴税面には、そう云うふうな費用が特に必要じゃないかと思ひます。それから食費の方でございますが食費は復所職員による出張徴収の場合に毎日毎月一ヶ月程出て出張徴税に当つておりますがそのさいの部落においての完納運脚の懇談会、或は又法人税の納入についてのその懇談会とか、そう云うものに主に使われております。

18番～先程の件についてお伺ひします。補助金であります。その補助金つまり4,400\$,伊佐地内となつて居るのは、実際には3,840\$であります。と申し上げるのは560\$の減であります。その場合に設定額の確定による源と云うことになつて居るんだが、その項で

明を減となつてゐるのは、あの設定額、確定による減ですわね、いわゆる
長田地内の農道改修工事ですわね、これは工事は施行されているかど
うか、

助 後～未だ工事は施行されておられません、指令は来ております、この方は当
初予算においては、長田の農道の方は4、000万円に越しており、そ
の80%政府補助金と云うふうに見込んでおりましたのですが、実際
の設計額は3、900万円になりましたのでその方は内示で来ておりま
して、結局はその80%が政府補助金と云うふうになつております。
この方は施行はこれからでございます。

18番～先程政府の方が直接設計してゐるのが市町村が設計するようになつた
と云うことでありましたが、この場合の設計はどこがやつたんですか
市がしたんですか、

助 後～市がやつております。

18番～その場合にやはり政府の補助金の査定要素ですわね、いわゆる一応市
町村の設計に基づいて色々査定するということになると思うんですが
たまたま政府の補助金と建設費と一般工事見積りをしたのが、落札者
が属しないと、そこでやむなく予算額を上まわつて随分と云うこともあ
つたかと思うが、又あり得ることだと思つてますが、実際この設計そ
のものがですわね、どこの業者に出しても間違いなく出来るんだと云う
ふうな額ならばですわね、そう云うふうに設計をして250万の減と云
うことになつたのかですわね、

議 長～暫く休憩致します。(午後零時30分)

議 長～再開致します。(午後零時32分)

4 番～前の議会に私が政府の各市町村への補助金の交付状況の資料をお願い
してありましたが、出来ているかどうか、

議 長～暫く休憩致します。(午後零時34分)

議 長～再開致します。(午後零時35分)

4 番～才出の面ですが、最後の 〇通年度交際の報酬となつておりますが、
それについての御説明とそれから1次の議会費であります、一部の
市民の間では単なる議員だけ、研修してもあまり効果はないんぢやな
いかと云つた様なこともちよい々聞かれますが、事務局において執
行当局において研修する計画がないかどうか、それと今までは再三通
り、

明を減となつているのは、あの設定額、確定による源ですね、いわゆる長田地内の農道改修工事ですね、これは工事は施行されているかどうか、

助 彼～未だ工事は施行されておりません。指令は来ております。この方は当初予算においては、長田の農道の方は4,000千に越しており、その80%政府補助金と云うふうに見越しておりましたのですが、実際の設計額は3,300千になりましたのでその方は内示で来ておりまして、結局はその80%が政府補助金と云うふうになつております。この方は施行はこれからでございます。

18番～先程政府の方が直接設計しておるのが市町村が設計するようになったと云うことでありましたが、この場合の設計はどこがやつたんですか市がしたんですか。

助 彼～市がやつております。

18番～その場合にやはり政府の補助金の査定の要素ですね、いわゆる一応市町村の設計に基づいて色々査定するということになると思うんですがたまたま政府の補助金と艱容費と一応工事見積りをしたのが、落札者が居ないと、そこでやむなく予算額を上まわつて随興と云うこともあつたかと思うが、又あり得ることだと思うんですが、実際この設計そのものがですね、どこの業者に出しても間違いなく出来るんだと云うふうな額ならばですね。そう云うふうに設計をして250千の減と云うことになつたのかですね、

議 長～暫く休憩致します。(午後零時30分)

議 長～再開致します。(午後零時32分)

4 番～前の議会に私が政府の各市町村への補助金の交付状況の資料をお願いしてありましたが、出来ているかどうか、

議 長～暫く休憩致します。(午後零時34分)

議 長～再開致します。(午後零時35分)

4 番～才出の面ですが、最後の の過年度支出の報酬となつておりますが、それについての御説明とそれから1款の議会費であります。一部の市民の間では単なる議員だけ、研修してもあまり効果はないんじゃないかと云つた様なこともちよい々聞かされますが、事務局において執行当局において研修する計画がないかどうか、それと今までは再三過

過去何年にも渡るその派遣職員からの研修報告がなされておりますが、これを一ツ一ツ一応は執行面において反映せしめないと非常に無意味さ、或はこの予算を有効に使うと云つた様な面から、無意味な事が指さられるんじゃないかと思ひますが、それについて、執行当局において、これからの様に取り入れるかです、それについて市長さんに御説明願ひます。

市長～只今の御質問は、今年度支出については、総務課長の方から答えてもらう様にします、それから職員の研修は、それから職員の研修については昨日の一般質問でくわしくお話し申し上げたのであつて、その通りであります。

4番～私が聞いているのは、これから第3期目の職員の派遣がなされる訳ですが、しかしこの予算をこれから執行する面において、若し職員が色んな面々を研修致しまして、そしてどうしてもこれだけ足りない、反映せしめんといけないと云つた様な心構えで研修に行く訳であり、そうしないとこの予算執行そのものが無意味と云うことになり、果してこの予算が有効に使われるために、研修して来た場合、どう云つた様な方法で反映せしめていくか、と云つた面々について、この問題は、この問題として、それなりに、又いつか、又検討することにして、この研修費の問題についてどうお考えであるかです、

市長～研修費の問題については無だじやないかと云うことですか。

4番～はい、これから執行しようとするふうにして、議会にて計画して一応進める訳であります、そして持ちかえつて来たその資料、その他のものは是非反映せしめたいのであります。

市長～1番さんの6番の質疑とそれから19番さんの3番の質疑の所で、それをどう云うふうにお効果を上げておるか、と云うことでは、機構の問題にしよう、或は又毎日の一本化にしよう、私達は議会の方々からこの報告の中からのヒントを得て、又これを参考に、改善して行く様に努力をして居りますと、昨日申し上げました、それから市としても議会だけじゃなしに出来るだけそれに研修には出したいと、今後も出したいと云う考えであります、と云うふうにお話し申し上げました。

4番～これから後半期に入る訳ですが、そう云う計画は全然なされてないかどうか。

市長～どの計画ですか。

4番～職員のです、研修計画です、或は又計画も全然ないと云うことでは、しかし後半期においても職員と議会とで、平行して、そう云つた計画がないかどうか。

過去何ヶ年に渡るその派遣議員からの研修報告がなされておりますがこれを1ツ1ツ一応は執行面において反映せしめないと非常に無意味或はこの予算を有効に使うと云つた様な面から、無意味な事が指摘されるんじゃないかと思ひますが、それについて執行当局において、これからどの様に取り入れるかですね、それについて市長さんに御説明願ひます。

市長～只今の御質問過年度支出については、総務課長の方から答えてもらう様にします。それから議員の研修それから職員研修については昨日の一読質問でくわしくお話し申し上げたのであの通りであります。

4 番～私が聞いているのは、これから第3回目の議員の派遣がなされる訳でありますが、しかしこの予算をこれから執行する面において、若し議員が色々な面では研修致しまして、そしてどうしてもこれだけ反映せしめないと云つた様な心構えで研修しに行く訳であります。そうしないとこの予算執行そのものが無意味と云うことになりませんが、果してこの予算が有効に使われるために、研修して来た場合にどう云つた様な方法で反映せしめて置くかと云つた面の質問であります。この問題はここの問題としてそれなりに、又ある外の機会でも又検討することに致しまして、この研修費の問題についてどうお考えであるかですね。

市長～研修費の問題については無だじやないかと云うことですか。

4 番～はい。これから執行しようとするに於て議会で計画して一応進める訳であります。そして持ちかえつて来たその資料、その他のもので是非反映せしめたいのであります。

市長～1番さんの6番の質疑とそれから19番さんの3番の質疑の所で、それをどう云うふうに効果を上げておるか云うことでは、機構の問題にしよ、或は又窓口の一本化にしよ、私達は議会の方々からこの報告の中からヒントを得て又これを参考に改善して行く様に努力をして居りますと、昨日申し上げました。それから市としても議会だけじやなしに出来るだけそれに研修には出したいと、今後も出したいと云う考えでありますと云うふうに昨日申し上げました。

4 番～これから後半期に入る訳でありますが、そう云う計画は全然なされてないかどうか。

市長～どの計画ですか。

4 番～職員のですね、研修計画ですか、或は又計画も全然ないと云うことでありまして、しかし後半期においても議員と議会とですね、奉行してそう云つた計画がないかどうか。

市長～今度の予算において職員も一~~部~~にやる様な予算は立ててないかと云う意味ですか。

4 番～それは予算とは別個の計画があつても、よろしゆうございますが、例えば次の、

市長～昨日申し上げましたが、今度の何んではこの職員の手不足もありますし、その他予算についても今の所未だそれは取つてありません。

4 番～職員だけの議会だけの単独研修と云うふうになりますが、それでも自分は効果はあるんだと云うふうにしてよろしゆうございますか、当局においては、

議長～暫く休憩致します。(午後零時46分)

議長～再開致します。(午後零時47分)

4 番～先の取置の件であります。もう1回~~議~~を通したいと思ひます。一応予算に計上してありますが、提案者として外にも沢山やりたい仕事、或は後半期において、色々な事業が計画されているかと思ひますが提案者においては、これを優先するかね、これ以外にもはたして兼つとやるべきことはなかつたかどうか、或は議会が研修したいから計上したんだと云う様な考へてやつておるのか、その比重において私は効果をあらしめるために外に優先すべき事業がなかつたかどうかと云う根本質問であります。

市長～現在の予算に盛り込んでおるのは、これを優先すべきものとして、提案致してあります。

議長～暫く休憩致します。(午後零時48分)

議長～再開致します。(午後零時49分)

5 番～才出について質問致します。事務委託費その謝礼金754千ですが、それは平均して支給するんですか、それとも事務委託費に対して比例配分の方式で支給される訳ですか、

市長～支給の方法は、基本給とそれから人口による増額と云うのを、あのちよつと今のあの支給の方法について課長の方から説明してもらいます。その支給の方法の前に私からこの項目で取つたのは、これは普通の報酬費とは、いく分異なる所があります。その趣旨がですね、

5 番～趣旨はよくわかつてあります。

市長～今度の予算において職員も一にやる様な予算は立ててないかと云う意味ですか。

4 番～それは予算とは別個の計画があつても、よろしゅうございますが、例えば次の、

市長～昨日申し上げましたが、今度の何んではこの職員の手不足もありますし、その他予算についても今の所未だそれは取つてありません。

4 番～議員だけの議会だけの単独研修と云うふうになりますが、それでも自分は効果はあるんだと云うふうに解してよろしゅうございますか、当局においては、

議長～暫く休憩致します。(午後零時46分)

議長～再開致します。(午後零時47分)

4 番～先の原費の件であります、もう1回を通したいと思ひます。一応予算に計上してありますが、提案者として外にも沢山やりたい仕事、或は後半期において、色々な事業が計画なされているかと思ひますが提案者においては、どれを優先するかです、これ以外にもはたして最つとやるべきことはなかつたかどうか、或は議会が研修したいから計上したんだと云う様なお考えでやつておるのか、その比重において私は効果をあらしめるために外に優先すべき事業がなかつたかどうかと云う様な質問であります。

市長～現在の予算に盛りだれておるのは、これを優先すべきものとして、提案致してあります。

議長～暫く休憩致します。(午後零時48分)

議長～再開致します。(午後零時49分)

5 番～才出について質問致します。事務委託費その謝礼金754\$ですが、それは平均して支給するんですか、それとも事務委託費に対して比例配分の方式で支給される訳ですか。

市長～支給の方法は、基本給とそれから人口による増額と云うのを、あのちよつと今のあの支給の方法について課長の方から説明してもらいますその支給の方法の前に私からこの項目で取つたのは、これは普通の報酬費とは、いく分異なる所があります。その趣旨がですね、

5 番～趣旨は良くわかつております。

市長～今度切り替えてやる方ですね、この方に今までの方、職員として取り扱って色々退職金があつたんだが、今度退職金として上げられんのでこれでもつてその労をねぎらつて上げると云うのでその趣旨で上げる様になつております。

三番～ですから私の質問は、今市長の説明にありました様に趣旨は良く了解しておるつもりであります、実際に支給する場合の金額算定基準であります。

総務課長～計算の何んについては、私の方から説明申し上げます、この方は委託者の場合には、63年までは、いわゆる自治法に基づく職員でございまして、本市の場合には退職金支給条例の対象者になつておりました、しかし現在いらつしやる退職職員の中で、いわゆる退職金支給条例の対象になる人と全然ならない人、その2つに大体分類されます、全然ならない人の何をもう一応内訳しますと、全然適用の計算基礎がない人と、それからその勤めた期間中のある一部分の期間については、計算対象になるんだが、ある一部分はならないと云う人と、それを合計しても足りないと云うふうな三段階の何は、いわゆる退職金支給条例においては、2ヶ年と云うふうになつております、それで62年の12月末現在で2ヶ年に達している人、これは法律に基づく2ヶ年の計算の対象になりますから現在代わられても、当時のいわゆる年限だけで、もうすでに達しております、それから今度は62年の12月末現在で2ヶ年にならない人、足りない人は、62年の12月までの期間分は一応退職金の支給条例の対象の計算基礎にはならんが、しかし心の2ヶ年と云うものには該当するやうなものと、そしてその後引き続き現在までと云うことになると才前1ヶ年は退職金支給条例の対象にはなるんだが、条例では2ヶ年以上となつておりますので、それでも落ちると、後半のこの1ヶ年も又今度にはこれはもう退職金支給条例の対象になりませんので、全然対象にならないと、通算して2ヶ年になるんだが、足りないとそれからまた外、今度は今年の正月から勤めた人々、これはいわゆる退職金が支給条例の適用基礎の年限は全然ないと云うふうな3つに分れますが、この場合において、どうしてもその経過と云うものがなけりやいかんとして、今度のことでは、今委託料の中を区分を何しまして今後の委託者に対しては、いわゆる委託料の中を人口計算しやなくて、あの基本給に均等制で、均等制を計算基礎にして、そして支給方法は退職金支給条例の2ヶ年と云う計算で行こうと云うふうなことになりまして、それで今までの何は、いわゆる給付月額額と云うんですが、今後は均等制の段階からの分は、均等制の年数と云うふうになりまして、それで一割を申し上げますと、前1ヶ年の区長の期間の人と、それから後1ヶ年の委託の期間の委託者の場合には通算したら2ヶ年になるんだが、しかし退職金支給条例の2ヶ年に達しませんので、給

市長～今度切り替えてやる方ですね、この方に今までの方、職員として取り扱って色々退職金があつたんだが、今度退職金として上げられんのでこれでもつてその弊をねぎらつて上げると云うのでその趣旨で上げる様になつております。

5 番～ですから私の質問は、今市長の説明にありました様に趣旨は良く了解しておるつもりであります。実際に支給する場合の金額算定基準であります。

総務課長～積算の何んについては、私の方から説明申し上げます。この方は委託者の場合には、63年までは、いわゆる自治法に基づく職員でございまして、本市の場合には退職金支給条例の該当者になつておりました。しかし現在いらつしやる退職員の中で、いわゆる退職金支給条例の対象になる人と全然ならない人、その2ツに大体分類されます。全然ならない人の何をもう一応内訳しますと、全然適用の積算基礎がない人と、それからその勤めた期間申のある一部分の期間が、積算対象になるんだが、ある一部分はならないと云う人と、それを合計しても足りないと云うふうな三段階の何は、いわゆる退職金支給条例においては、27年と云うふうになつております。それで62年の12月末現在ですと27年に達している人、これは法律に基づく27年の積算の対象になりますから現在代わられても、当時のいわゆる年限だけで、もうすでに達しております。それから今度は62年の12月現在で27年にならない人、足りない人は、62年の12月までの期間分は一応退職金の支給条例の対象に算する基礎にはならんだが、しかし心の27年と云うものには該当しなないと、そしてその後引続き現在までと云うことには才前一年間は退職金支給条例の対象にはなるんだが、条例では27年以上と今度つておりますので、それでも落ちると、後半のこの17年も又今度はこれはもう退職金支給条例の対象になりませんので、全然対象にならないと、通算して27年になるんだが、足りないとそれからその外、今度今年正月から勤めた人々、これはいわゆる退職金支給条例の積算基礎の年限は全然ないと云うふうな3ツに分れますがこの場合に退職金支給条例と云うものから、現在の制度に移行した段階において、どうしてもその経過と云うものがなけりやいかんと云うことで今委託要綱の区分を何しまして今後の委託者に対しては、いわゆる委託料中の人口加算じやなくて、あの基本給、均等割です、均等割額を計算基礎にして、そして支給方法は退職金支給条例の27年と云う積算で行こうと云うふうなことになりましてそれで今までの何は、いわゆる給支月額の手数倍ですが、今後は委託制度の段階からの分は、均等割額の年数倍と云うふうになりますそれで一例を申し上げますと、前一年の区長の期間の人と、それから後一年の委託の期間の協働者の場合には通算したら27年になるんだが、しかし退職金支給条例の27年に達しませんが、結

肩特別扱いしか出来ない」と、それで結局、委託の平均額ですか、この平均額に年数倍と云うような措置で行うと云うことになっております。それで現在の区長さん方の例をあれしますと、9名は退職金支給条例の対象になっております。それから4名は1ヶ年は区長やつたんだが、1ヶ年は今度は委託者であるとする人々、それからあと11名は、もう全然区長時代の任期はないと、~~然~~然るももう委託期間だけと云うふうなことになっておりますので、こちらで云う職算は退職金支給条例の対象になっている以外のですね、法改正後のものに対する謝礼金の積算によつて出たのが、ここにかかげられた数字であります。こちらが計算した基礎は均等割の年数倍と云うような方法であります。

5 番～そう致しますと、これは何名分ですか、14名分ですか、

総務課長～この方は9名の方は去年の12月であの退職金支給条例の対象になっておりますからその分を除いて、あと1ヶ年分、結局現在4年強めておる人で3ヶ年分は退職金支給条例の対象になるんだが、あとの1ヶ年分はならないと云うので、9名の1ヶ年分、均等割の何んであります。それから今度は4名のいわゆるこれは前半は、区長、後半は委託条例を上げますと新職、喜友名、大山、真志喜であります。この分は全部退職金支給条例の対象にはなりませんので、この4名分はここに掲げられております。いわゆる4名の二ヶ年分ですね、後今度はこれは見限りであります。現在の委託者から今期の行政区再編によつて行くことが予想される分、この分と合計しまして、そうしますと9名と4名それから後4名位の想定であります。

5 番～次に才田の徴収費に関して質問致します。先程の質問にもありましたが当初予算に対しまして、5割多以上の増額になっております。当初予算を組まれる場合において、これだけの所要計費を見落したと云うようなことになりませんが、それはその当時において予算を組む上において、充分な見透しを立てることが出来ずに、いわゆる見透しに誤りがあつたと云うふうに解しやくしてよろしいですか。

市長～この点私からお答え致しますが、当初予算の場合にあの見限りしたのと上とのそれだけの開きが出ると云うのは、当初の場合に前課長で見限つた時よりも、人員が変わり、又その後の事務分業の方も変つて来て、こう云うふうな費用の差が出て来たと思つて、その~~辺~~辺り了承願ひます。

5 番～あくまで予算でありますから、少々の誤差は、それは充分うなづけますし当初予算に対して、半額を経過した現在において、5割多以上の増額をせざるをえなかつたと云うことは、これは明かに徴収業務に対する積極性がなかつたと云うようなことをうら付けるものでありますが、6月の予算議会において、懇当活発な論議をもつて徴収に関する予算計

局特別扱いしか出来ないと、それで結局、委託の平均額ですか、この平均額に年数倍と云うふうな措置で行うと云うことになっております。それで現在の区長さん方の何をあれしますと、9名は退職金支給条例の対象になっております。それから4名は一年は区長やつたんだが、一年は今度は委託者であると云う人々、それからあと11名は、もう全然区長時代の任期はないと、然るももう委託期間だけと云うふうなことになっておりますので、こちらで云う積算は退職金支給条例の対象になっている以外のですね、法改正後のものに対する謝礼金の積算によつて出たのが、ここにかかげられた数字であります。こちらが計算した基礎は均等割の年数倍と云うふうな方法であります。

5 番～そう致しますと、これは何名分ですか、14名分ですか、

総務課長～この方は9名の方は去年の12月である退職金支給条例の対象になっておりますからその分を除いて、あと1年分、結局現在4年勤めておる人で3年分は退職金支給条例の対象になるんだが、あとの一年はならないと云うので、9名の一年分、均等割の何んであります。それから今度は4名のいわゆるこれは前半は、区長、後半は委託と例を上げますと新城、喜友名、大山、真志喜であります。この分は全部退職金支給条例の対象にはなりませんので、この4名分はここに携げられております。いわゆる4名の二ケ年分ですね、後今度はこれは見積りでありますが、現在の委託者から今度の行政区再編によつて行くことが予想される分、この分と合計しまして、そうしますと9名と4名それから後4名位の想定であります。

5 番～次に才出の徴税費に関して質問致します。先程の質問にもありましたが当初予算に対しまして、50%以上の増額になっております。当初予算を組まれる場合において、これだけの所要計費を見落したと云うふうなことになると思いますが、それはその当時において予算を組む上において、充分な見透しを立てることが出来ずに、いわゆる見透しに誤りがあつたと云うふうな解しやくしてよろしいですか、

市長～この点私からお答え致しますが、当初予算の場合にあの見積りしたのと上とのそれだけの開きが出たと云うのは、当初の場合に前課長で見積つた時よりも、人員が変るし、又その後の事務分業の方も変つて来て、こう云うふうな費用の差が出て来たと思っておりますので、その変御了承願います。

5 番～あくまで予算でありますから、少々の誤差は、それは充分うなづけますしかし当初予算に対して、半期を経過した現在において、50%以上の増額をせざるをえなかつたと云うことは、これは明かに徴税業務に対する積極性がなかつたと云うふうなことをうら付けるものでありますが、6月の予算議会において、想当活発な論議をもつて徴税に関する予算計

上及び審議した訳であり、その市長の見解として私の意見によ
りますと、充分な要領が、その市長の見解として私の意見によ
いた様には倍に給うべきに、その市長の見解として私の意見によ
り上げありませぬが、その市長の見解として私の意見によ

市長～はい、

5番～はい、わかりました、

16番～先の5番さんと関連したあの贈礼と云う問題ですけど、退職金支給条例
が適用出来なくなつて、あと一年分はこう云うものから出さなく
ておりましたが、同じ委託契約者の一年分と云う期限と今後又新
事務委託契約した場合においてその算出方法について、現在の退
給条例を準用して算出してやられるのか、それとも又やられな
いのか、その見解について、もしやられるとした場合において、先
程の通り支給すると云う段階が必要だと思ふております、その
見解について、

市長～答へ続けてやりたいと思つております、それで、これを規程の必要があ
れば出来るだけ規程にまで持つて行きたいと思つております、

16番～規程の必要があると云うよりは、規程を制定して支給すべきのが妥当だ
と思ひますが、その見解について、

総務課長～只今の件は市長の方から規程制定を命ぜられまして今成案申でござい
ます、只今四の場合には、いわゆる制度移行で退職金対象の分と、それ
から委託制度対象の分と云うふうに重複して非常に煩雑しておりますが
この予算の簿としまして、今後はもうそう云う移行の部分は全都なくな
ると、ではあとは新しい制度に対する分の適用対象しか残りませんので、
これからは先申し上げました、今成案申のもので処理して行きたいと云
うふうに考えております、

9番～11款の3項1款補助金、新行政区への補助金となつておりますが、補
助金\$700となつておるんだがその内容についてどう云う様な補助
の方法でやられるか、御説明願ひます、

市長～市の末端の行政を行うために、どうしても今後従来そう云う施設があつ
た所には、そのまま使つて行けると思ひますが、特に新しく設置された
様なことになりませぬと云うと、それだけの事務所からその備とにかく今
員まだそれが出来ていない所は市の方としても、これを助成して、その
事務がスムーズに行く様にするには、どうしてもこれを助成せねばなら
んと云うので、只今の4つの区が事務所とか、そう云うものもないので

上費を審議した訳ではありませんが、その時市長の見解として私の気値によりますと充分な態勢であると、充分な経費であると云つた様な見解を聞いた様に思いますが、そう云うふうには自信のある態度で組んだ予算が6ヶ月後には倍に必要なつて来たと云うことは、それはうらがえして申し上げますと結局全然やるべき態勢になつたと云うことに立証するものであります。そう云うふうには解しやすくしてよろしいですか。

市長～はい。

5番～はい、わかりました。

16番～先の5番さんと関連したあの謝礼と云う問題ですけど、退職金支給条例が適用出来なくなつて、あとの一ヶ年分はこう云うものから出すとなつておりますが、同じ事務委託契約者の一ヶ年と云う期限と今後又新しく事務委託契約した場合においてその算出方法について、現在の退職金支給条例を準用して算出してやられるのか、それとも又やられないのか、その見解について、もしやられるとした場合においては、先程なんかどうたつて支給すると云う段階が必要だと思ふんであります。その御見解について。

市長～将来続けてやりたいと思つております。それで、これを規程の必要があれば出来るだけ規程にまで持つて行きたいと思つております。

16番～規程の必要があると思ふよりは、規程を制定して支給すべきのが妥当だと思ふんですが、その見解について、

総務課長～只今の件は市長の方から規程制定を命ぜられまして今成案中でございます。只今圓の場合には、いわゆる制度移行で退職金対象の分と、それから委託制度対象の分と云うふうに重複して非常に多量に発生しておりますがこの予算の境としまして、今後はもうそう云う移行の部分は全部なくなると、てあとは新しい制度に対する分の適用対象しか残りませんので、これからは先申し上げました。今成案中のもので処理して行きたいと思ふように考えております。

9番～11款の3項1節補助金、新行政区への補助金となつておりますが、補助金\$700となつておるんですがその内容についてどう云う様な補助の方法でやられるか、御説明願います。

市長～市の末端の行政を行うために、どうしても今後従来そう云う施設があつた所には、そのまま使つて行けると思ふんですが、特に新しく設置された様なことになりましてと云うと、それだけの事務所からその他とにかく今目まだそれが出来ていない所は市の方としても、これを助成して、その事務がスムーズに行く様にするには、どうしてもこれを助成せねやならんと云うので、只今の4つの区が事務所とか、そう云うものもないので

そう云う所に補助して行きたいと思っております。

9 番～そうするとこの補助金としてはこの4つの部落に対する補助金の基礎になつておる訳ですが、積算基礎はどう云うように、

総務課長～積算基礎は只今市長の方から御説明がありました4つの第2区、それから第4区、それから第5区と第7この4区に対して月平均、これは平均であります。平均29\$位の4ヶ所の6ヶ月分と云うような積算内容になつております。

議長～暫く休憩致します。(午後零時56分)

議長～再開致します。(午後2時37分)

16番～4項2目の施設費でございますが、農産物集荷所敷地費と云うなつておりますが、整地だけに終るのか、それとも又その集荷場所の今後の計画等もあるかどうか、その点御説明願います。

経済課長～私の方からお答え申し上げます。これは当初予算で集荷場の施設費が計上されております。それであの私有地の方がまだ整地されない部分がございますが、そこは片纏になつておりますので、建設課の方でその取り除きをお願いしてあります。敷地を整理しようと思つております。建物の費用は建物といひましても本格的な建物ではありませんが、当初予算に計上されております。

16番～結局、整理費の現状、その場所自体が当初においては、考えられなかつた訳ですか、

経済課長～当初においては私達の見解では平坦にされる程度にしか考えられなかつた訳であります。

19番～6款の保健衛生費の2目の施設費についてお伺い致します。と場が完成したのが61年だとお聞きしておりますが、その後すでに2ヶ年も経過しております。それにこの度\$925と云うポイラー用水設置費と云うのがここに出ておりますが、これは如何様な性質のタンクであるのか、

経済課長～御説明申し上げます。これは今度の旱害対策の場合にかん管対策と云うよりはかんばつの場合の水の問題の解決の一方策であります。と場を経済課に申し受ける引継の場合に前課長からそのポイラーは今の水道用水ですつとやるところ水であるのでそのいわゆるポイラーの寿命が非常に短くなるからと云うので軟水装置をする計画をしておつたから、それを工つてもらいたいと云う様な申し受けをした訳であります。それで今後かんばつにもなりまして、非常に水に困りまし

そう云う所に補助して行きたいところ思っております。

9 番～そうするとこの補助金としてはこの4つの部落に対する補助金の基礎になつておる訳ですが、積算基礎はどう云うふうに、

総務課長～積算基礎は只今市長の方から御説明がありました4つの第2区、それから第4区、それから第5区と第7この4区に対して月平均、これは平均であります。平均29\$位の4ヶ所の6ヶ月分と云うような積算内容になつております。

議長～暫く休憩致します。(午後2時56分)

議長～再開致します。(午後2時37分)

16番～4項2目の施設費でございますが、農産物集荷所敷地費と云うなつておりますが、整地だけに終るのか、それとも又その集荷場所の今後の計画等もあるかどうか、その点御説明願います。

経済課長～私の方からお答え申し上げます。これは当初予算で集荷場の施設費が計上されております。それであの私有地の方がまだ整地されない部分がございますが、そこは片盛になつておりますので、建設課の方でその取り除きをお願いしてあります。敷地を整理しようと思つております。建物の費用は建物といひましても本格的な建物ではありませんが、当初予算に計上されております。

16番～結局、整理費の現状、その場所自体が当初においては、考えられなかつた訳ですか、

経済課長～当初においては私達の見解では平にされる程度にしか考えられなかつた訳であります。

19番～6款の保健衛生費の2目の施設費についてお伺い致します。と場が完成したのが61年だとうけたまわつておりますが、その後すでに2ヶ年も経過しております。それにこの度\$925と云うボイラー用水設置費と云うのがここに出ておりますが、これは如何ような性質のタンクであるのか、

経済課長～御説明申し上げます。これは今度の火害対策の場合にかん害対策と云うよりはかんばつの場合の水の問題の解決の一方策であります。と場を経済課に申し受ける引越の場合に前課長からそのボイラーは今の水道用水でずっとやるところ水であるのでそのいわゆるボイラーの寿命が非常に短くなるからと云うので軟水装置をする計画をしておつたから、それを1ヶやつてもらいたいと云う様な申し受けをした訳であります。それで今後かんばつにもなりまして、非常に水に困りましてす

たですか、あのと場の施設は本建物とそれから豚舎とここに2つの伊をもつております。豚舎の方は25坪ございますが、約3尺位の落差がございますので、本と場の水をそこに集めて、いわゆる豚舎の上に3尺位のタンクを作つて、をして天水でこのボイラー用水にすれば、軟水装置をしなくても良いと云う様な考えで水の問題とそれからボイラーの寿命を考えましても、軟水装置よりは、経済的になるんだと云う考え方で今度タンクを作ることになりました。

19番～おつしやいますと、天水タンクですか、

経済課長～天水タンクです。

19番～そうしますと結局かんばつの場合はその結局その軟水は使えなくなりますがね、

経済課長～それがですね、貯水量が25坪の平面積、ありますので高さが3尺の設計にしてあります。それだけの水の貯水量からいいますと、今のボイラーの使用水量、仮にドラム缶の2杯位一日使うとしましても、150百分位ございます。

19番～150日ですな。

経済課長～いかなるかんばつにおいても、ボイラー用水だけは、今度見た様な特別にかんばつになますと、又何んですが平年であれば、充分間に合ふと云う様な計画をしてあります。

19番～現在はその水道からやつておる訳ですか、

経済課長～そうなんです。

19番～その場合そのタンクを作るのとですね、今その軟水装置をする機械があると思いますがその点も何か考慮したんですか、

経済課長～軟水装置の場合、機械が大体\$400と聞いております。それに又維持費がかかると云うことです。結局一圓の計算にしますと、軟水装置の方がいいか解りませんが、それは機械でありますので故障もあるし、維持費もかかりますので、結局恒久的にみた場合には軟水装置をするよりは、天水を使つた方が経済的になると云うふうな考え方があります。

16番～緑化運動の方でちよつと聞きまいたんですが、産業経済の今まで費目存費で、もつた植樹運動として拾んどまつておりますが、学校に対す

たですか、あのと場の施設は本建物とそれから~~部~~とここに2つの~~部~~をもつております、~~部~~の方は25坪ございしますが、約3尺位の落差がございしますので、本と場の水をそこに集めて、いわゆる~~部~~の上に3尺位のタンクを作つて、そして天水でこの~~部~~用之水にすれば、軟水装置をしなくても良いところ云う様な考へて水の問題とそれから~~部~~の寿命を考へましても、軟水装置よりは、経済的になるんだと云う考へで今度タンクを作ることになりました。

19番～おつしやいますと、天水タンクですか、

経済課長～天水タンクです。

19番～そうしますと結局かんばつのはその結局その軟水は使えなくなりませんがね、

経済課長～それがですね、貯水量が25坪の平面積、ありますので高さが3尺の設計にしてあります。それだけの水の貯水量からいいますと、今の~~部~~の使用水量、仮にドラム~~部~~の2杯位一貫使うとしましても、150目分位ございします。

19番～150目ですな。

経済課長～いかなるかんばつにおいても、~~部~~用之水だけは、今度見た様な特別にかんばつになますと、又何んですが平年であれば、充分間に合ふと云う様な計画をしてあります。

19番～現在はその水道からやつておる訳ですか、

総務課長～そうなんです。

19番～その場合にそのタンクを作るのとですね、今その軟水装置をする機械があると思ひますがその点も何か考へたんですか、

総務課長～軟水装置の場合、機械が大抵\$400と聞いております。それに又維持費がかかると云うことです。結局一圓の計算にしますと、軟水装置の方がいいか解りませんが、それは機械でありますので故障もあるし、維持費もかかりますので、結局恒久的にみた場合には軟水装置をするよりは、天水を使つた方が経済的になると云うふうな考へ方があります。

16番～~~部~~化運道の方でちよつと聞きたいんですけど、産業経済の今まで費目存置で、もつか植~~部~~運動として始んどまつておりますが、学校に対す

る謝礼金となつて7校と云ふ何んだが、本市には6校しかないんですけど、7校となるんですが、1校はどちらであるか、それから資金の\$100でございまして、今までひよ園があつて、管理人は前は居たと思うんですけど、現在の状況を御説明願います。

総務課長～これは目が現在の費用の或目とは、目が変わつております。19日に
なつております。あれとは全然別個であります。これは学校に対する
報償費であります。去つた20日に聞きました。郷土を榮しうと
云う推進、突進計画で御説明申し上げました。いかんかをすねの
1,000個配給してあります。そして、応植費は後所の方
方が見てそれに対する報償費であります。この費用の方はその一応
活著はしてからそれを7本位高校にそれを配分して、秋のオリ
で7校になつております。学校にそれを配分して、秋のオリ
ック次余までをせいで通るまでを学校に管理をして、ただ、こ
れは別に管理と云うても、それだけ子供達に對して、その線化に
對しまして、その線化に對する關心をもつてもらふと、味で、その
対応管と、それから管理をお願いしております。それに対する謝礼金
を一枚に對して10\$出したいと思つております。

16番～6校しかないんですけど、

経済課長～高校も含めて、

16番～高校も、

10番～19日の新福光地人気投票券力謝礼金、これはどう云うふうな、

経済課長～これは今度の養球新報の創立70周年行事としまして、沖繩の新福
光名所を20ヶ所選定したいと云うことになりまして、各市町村に推
せん方を依頼しまして、本市から3ヶ所一応推せんした訳であります
それで第一次予選で50ヶ所選定されまして、その中に養球の高合と
それから普天間権現2ヶ所が第一次予選でパスした訳です。それから
その後の選定の方法が新報紙に入気投票用紙と云うのが、刷りま
まして、その投票用紙によつて、いわゆる20ヶ所の福光名所を
選定して行きたいと云うことになりまして、それで市として、福光
面に對しましては、市民も相當の關心を拂つております。又是非、
福光も伸して行かぬやいなやと云う考えから、是非この2ヶ所
が是非沖繩福光名所に選定されるならば、非常に市に對する今後
の關心も高まるし、又福光資料そのものによつて、今後は養球
と云うことで、それで出来たばかりのこの2ヶ所が是非選定して
らうにと云う訳で、市民に投票方を呼びかけておる訳で、それで
パンフレットにして各戸におくばりしてあります。それでその場
合に特にその新聞のこの投票用紙の回収方を考えた場合には、
その新聞を速くその子供達に、大体新聞配達に勤勞、働きながら

る謝礼金となつて7校と云う何んだが、本市には6校しかないんですけど、7校となるんですが、1校はどちらであるか、それから賞金の\$100でございしますが、今までひよ園があつて、管理人は前は居たと思ふんですけど、現在の状況を御説明願います。

総務課長～これは目が現在の費用の費目とは、目が変わつております。19目になつております。あれとは全然別個であります。これは学校に対する報償費でございますが、去つた20日に聞きました郷土を美しくしようと云う推進、実行計画で御説明申し上げました、いかならずらをしてすね1,000個配給してございまして、そして一応植栽活着までは彼所の方が見てそれに対する報償費でございますが、この費目の方はその一応活着はしてからそれを7本位高校に呉れることにしてあります。それで7校になつておりますが、学校にそれを配分しまして、秋のオリンピック大会までをせいで火を通るまでを学校に管理をしていただく、これは別に管理と云うても、それだけ子供達に對しまして、その美化に對しまして、その美化に對する関心をもつともうと意味で学校で一応保管と、それから管理をお願いしてあります。それに対する謝礼金を一般に對して10\$出したいと思つております。

16番～6校しかないんですけど、

経済課長～高校も含めて、

16番～高校も、

10番～19目の新編光地人気投票協力謝礼金、これはどう云うふうな、

経済課長～これは今度の琉球新報の創立70周年行事としまして、沖縄の新編光名所を20ヶ所選定したいと云うことになりまして、各市町村に推せん方を依頼しまして、本市から3ヶ所一応推せんした訳であります。それで第一次予選で50ヶ所選定されまして、その中に那覇の高台とそれから普天間権現2ヶ所が第一次予選でパスした訳です。それから後の選定の方法が新報紙に入気投票用紙と云うのが、刷りまれておりまして、その投票用紙によつて、いわゆる20ヶ所の観光名所を指定して行きたいと云うことになりまして、それで市としましては、観光面に對しましては、市民も相当関心を持つております。又是非将来は編光も伸して行かぬけりやいけぬと云う考えから、是非この2ヶ所が是非沖縄観光名所に選定されるならば、非常に市に對する今後の関心も高まるし、又観光資料そのものによる所の今後の発展も考えられと云うことで、それで出来ただけこの2ヶ所が是非当選してもらうよと云う訳で市民に投票方を呼びかけておる訳で、それでパンフレットにしまして各戸におくばりしてあります。それでその場合に特にその新聞のこの投票用紙の回収方を考えた場合になるべくその新聞配達をしておるその子供達です。大体新聞配達は勤勞、働きながら

校を出ていると云う様な感心な子供達がおるんですが、それでその子供を奨励激励すると云う意味からも各取次所で集めてもらいましてそれに對しまして10校1セント程既の謝礼金を出したいと云うふうに考えて計上してある訳でございます。但しこれはそう云う取次所で集めて来たものに対して、その他有力者の方々希望者の方々が集めて載くものに対しては、別に謝礼金と云うものはございません。いわゆる新聞取次所から集めて来たものに対しての謝礼金でありまして5000枚の分を計上してある訳であります。

5 番～負担金について、この200\$と云う支出ですが、沖縄観光協会と云うのはこれは任意団体ですか、沖縄観光協会費となつておりますが、従来はなかつたんですか、これは追加更正で計上されておりますが、

経済課長～沖縄観光協会と云うのは、その性格は充分よくわかりませんが、これは数年前からあることはあるが、それで数年前から観光協会に委員会を設立しまして、予算と関係をもつ様になりましたが別にこれは市町村と云うよりは、観光事業に関係のある個人が準備、主体になつて色々その市民に對しまして呼びかけはしましたけれども仲々うまく行かないで今度是非市町村としても入つて呉れと云う様な何んに對しまして、今後市としても観光関係に是非力を入れなくちゃいけないんぢやないかと云う訳でそのために入会金\$200であります、実は入会費であります。

12番～午前の質問で10番の又吉議員から質問がありましたが、未だ少々疑義がありますので、御説明をお願い致します。徴税費のですね、旅費と需費即ち食りよう費この問題について、どの方面にどれだけの徴税吏員を出張させてどれ位の費用がかかつたと云うことをもう少し詳しく説明して載きます。

財政課長～旅費の方でございますが、旅費の方はこれは主に徴税吏員の出張旅費がほとんどでありまして、現在実際に毎日の出張徴税に當つているのが6名あります。この徴税吏員の6名の出張徴税における旅費がほとんどでございます。12月までに、\$1200を旅費として使つておりますが特にこの旅費と申し上げますのは、法人とか、或は個人で市町村外に住居をもつておるもの、又事務所をもつておるもの、こう云う面で特にこの出張徴税を強化して、滞納整理をする上に是非追加の費用が今後の徴税面において、これだけの費用が要ると云う訳でありまして、それから食りよう費の方でございますが、食りよう費の方は、63年度の年度未納の滞納税金の整理の納税週間において、彼所の職員を動員して出張徴税に當つております。その場合に期間が1ヶ月位と思つておりますが、その場合の完納運動の懇談会とか、或は法人税納入についての懇談会協談会その週間において予算額の4倍も使われております。それで特に納税会を強化すると云う意味からも今後はそう云う反省会、或は懇談会、協談会をそう云うものをフルにそのもつて、納税思想の改善につとめて行くかちやいかないと云う思われます。それで特に徴税業務におけるそう云

費用は、これだけでは少なすぎると、こう思ひまして、後\$120の追加をお願いしている訳であります。

12番～もう一受お聞きします。徴税員が管外出張した日数がいくらですか。そして又管内と管外の旅費の支給の方法は、それについて、

財政課長～この点は一応資料を調査して後で報告致します。

10番～今のあれでこの旅費とです。徴税面に対するあの同じ項で、特殊勤務手当と云うのがありますが、あれはどう云うものであるのか、あれもいわゆる徴税のために去つた予算職には、この特殊勤務手当と云うのは、徴税のために時外に行くから、そう云うものに当ると云うふうの説明されておりまして。あれにも\$270当初予算の方で特殊勤務手当と云うふうに計上されておるが、それとはどう云うふうな支給の方法ですか。

財政課長～徴税手当は、徴税員その日の出張の手当だと私は考えております。云えば10番さん、特殊勤務手当は、特殊勤務に対する手当と云いませうか、それを云う面では、特殊勤務にやいな仕事である関係で、定められると云う面では、それと異なるにやいな、それが徴税員が出張する支取されるものと内の場合にはそれに要した乗車賃、それだけが支取されるものと云うので、それに特殊勤務手当の\$0、30が支取れると云うことになります。

5番～毎日6名の職員が出張徴税されていると説明されておりましたが、業務のために出張する。これは課長に客体把握に関する出張調査であるか、滞泊者に対する査問に関する出張徴収であるか、どう云う面です。

財政課長～これは両面です。

5番～両面？課長、客体の把握のため調査するか、又は滞泊者に対する査問か。調査するが、毎日6名出張する。出張するに、滞泊者に対する査問か、又は滞泊者に対する徴収か。

財政課長～もう始めから毎月、出張するに、滞泊者に対する査問か、又は滞泊者に対する徴収か。

5番～今の説明の中、特殊勤務手当は、特殊勤務に当ると云うのは、特殊勤務にやいな仕事である関係で、定められると云う面では、それと異なるにやいな、それが徴税員が出張する支取されるものと内の場合にはそれに要した乗車賃、それだけが支取されるものと云うので、それに特殊勤務手当の\$0、30が支取れると云うことになります。

費用は、これだけでは少なすぎると、こう思ひまして、後\$120の追加をお願いしている訳であります。

12番～もう一妥お聞きします。徴税吏員が管外出張した日数がいくらですかそして又管内と管外の旅費の支給の方法額ですな、それについて、

財政課長～この点は一応資料を調査して後で報告致します。

10番～今のあれでこの旅費とですな、徴税面に対するあの同じ項で、特殊勤務手当と云うのがありますが、あれはどう云うものであるのか、あれもいわゆる徴税のために去つた予算議会には、この特殊勤務手当と云うのは、徴税のために時間外に行くから、そう云うものに当てると云うふうに説明されております。あれにも\$270当初予算の方で特殊勤務手当と云うふうに計上されておるが、それとはどう云うふうな違ひですか、支給の方法ですな。

財政課長～徴税手当は、徴税吏員のその日の出張の手当だと私は考えております。云えば10番さん。特殊勤務手当です。

はい。特殊勤務手当はそう云う徴税に対する弁当代と云いますか、そう云う面で特別にいやな仕事であるとする関係で手当制が定められたところ思つております。それで徴税吏員が出張徴収をする場合には管内の場合にはそれに要した実費事實、それだけが旅費で支払われる訳です。それに特殊勤務手当の\$0,30が支払れるところ云うこととなります。

5番～毎日6名の職員が出張徴税されていると説明されていましたが、業務のために出張する。これは課税客体把握に関する出張調査であるか、滞納者に対する督促に関する出張徴収であるか、どう云う面です。

財政課長～これは両面であります。

5番～両面？課税客体の把握のための調査或は又滞納者に対する督促に関する調査ですが、毎日6名出張している訳ですか、

財政課長～もう始んど毎日。

5番～今先の説明の中に特殊勤務手当に対するいわゆる説明がありますが、いやな徴税と云う意味のいわは、弁当代と云うふうな説明は、弁当代はあくまで弁当代であつて、いやな仕事であるための勤務手当であればあくまでこれは職務に対する手当でありますから、そう云うふうに質問されて答弁される場合には筋を通して完全に納得する様な答弁をして載せたいと思ひます。そこで今先の答弁、いわゆる説明は、それはそのままいいと思ひますか。

財政課長～訂正いたします。職務に対する手当だと思えます。

1 番～才入面で13,230\$の増になつて居りますが、大変いい、喜ばしい利んでありますが、才出面のこの何を検討した場合に投資利益が\$6152となつて居りますが、追加更正予算においてその60%以上が更正されることは非常に考え問題でございますが、もつとも投資利益にまわす様な方法を検討なさつたかどうかですね、それについてお伺いします。

市長～よく検討したつもりであります。

16番～1番さんの質問と関連いたしますが、予算編成に当りまして当初にもれた基本財産積立金から議決を経て、議会の議決を経て、一級会計に繰り入れられた訳でございます。けれども途中において未だ前半期でございます。その間において、今後どう云うふうな建設面の仕事につてないとう結論が出て、基本財産積立金に戻し入れられるのかどうか、又そう云う前に目的がつかない、又計画がないのか、予算云々上において、現在の場合には、どう云う意味だと大丈夫だと云う見透しで基本財産積立金に戻し入れられたかどうか、その点についてお伺いします。

市長～実は出来るだけ基本財産を持つておかねやならん様な仕事が多業考えられますので、そう云うことをやる積りであります。

16番～今後そう云うふうな見透しがあるので、現在の予算編成上においては運用においては、基本財産に戻した方がいいと云うことですか、それとも現段階においてそう云うことは考えられないが、将来予想されと云うことですか。

市長～基本財産の何は年度の予算にはないんですが、思いきつて次年度に、

議長～暫く休憩致します。(午後3時7分)

議長～再開致します。(午後3時27分)

議長～他に質疑はございませんか、なければ質疑を打ち切りたいと思えますが
異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打ち切ることに致します

議長～本案に対する討論を求めます。

5 番～本案の質疑応答を通しまして、各目明瀬の付託事項が充分になされて

財政課長～訂正いたします。職務に対する手当だと思えます。

1 番～才入面で13,230\$の増になつて居りますが、大変いい、喜ばしい何んでありますが、才出面のこの何を検討した場合には投資的経費が\$6152となつて居りますけど、追加更正予算においてその60%以上が更正されることは非常に考え問題でございますが、もつとも投資経費にまわす様な方法を御検討なさつたかどうかですね、それについてお伺いします。

市 長～よく検討したつもりであります。

16 番～1 番さんの質問と関連いたしますが、予算編成に当りまして当初にもれた基本財産積立金から議決を経て、議会の議決を経て、一般会計に繰り入れられた訳でございます。けれども途中において未だ前半期でございます。その間において、今後どう云うふうな建設面の仕事についてないと云う結論が出て、基本財産積立金に戻し入れされるのかどうか、又そう云う前に目的がつかない、又計画がないのか、予算云々上において、現在の場合には、こう云う意味だと大丈夫だと云う見透しで基本財産積立金に戻し入れされたかどうか、その点についてお伺い致します。

市 長～突は出来るだけ基本財産を持つておかねやならん様な仕事が将来考えられますので、そう云うことをやる積りであります。

16 番～今後そう云うふうな見透しがあるので、現在の予算編成上においては運用においては、基本財産に戻した方がいいと云うことですか、それとも又現段階においてそう云うことは考えられないが、将来予想されと云うことですか。

市 長～基本財産の何は年度の予算にはないんですが、思いきつて次年度に、

議 長～暫く休憩致します。(午後3時7分)

議 長～再開致します。(午後3時27分)

議 長～他に質疑はございませんか、なければ質疑を打ち切りたいと思えますが
異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打ち切ることに致します

議 長～本案に対する討論を求めます。

5 番～本案の質疑応答を通しまして、各目明細の付託事項が充分になされて

いなどいために、質問もなくても真かつたと思われることが、多々あり
ます。今後当局は充分この面を留意されて、精切に審議のための説明
を充分に、そこに付託して強く確保します。内容におきましては、
追加更正の必要性が一応了解されますので、原案に賛成します。

議 長～他にない様でありますので、討論を打ち切りたいと思いますが、御異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、討論を打ち切ることに致します。では議案第
43号1964年度直野湾市才入才出追加更正予算についてを議決に
付します。

議 長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、議案第43号1964年度直野湾市才入才
出追加更正予算については、原案通り可決決定致します。

議 長～日程第3。議案第44号収入役の選任同意についてを議題と致します

議 長～事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～去つた末員で前収入役の仲村春松氏が任期が切れましたので、その後
任を沢し安一、現在の経済課長の沢し安一氏が適任だと思ひまして
議決したいと思ひます。皆さんの御同意を求めたいと思ひます。よ
ろしく御審議を願ひます。

議 長～暫く休憩致します。(午後3時36分)

議 長再開致します。(午後3時38分)

議 長～本案につきましては、質疑、討論を省略したいと思ひますが、御異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑、討論を打ち切ることに致し
ます。

議 長～では、議案第44号収入役の選任同意についてを議決に付します。

いないために、質問しなくても良かったと思われることが、多々あります。今後当局は充分この面を留意されて、親切に審議のための説明を十分に、そこに付託して載く様要望します。内容におきましては、追加更正の必要性が一応了解されますので、原案に賛成します。

議 長～他にない様でありますので、討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。では議案第43号1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを議決に付します。

議 長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、議案第43号1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算については、原案通り可決決定致します。

議 長～日程第3、議案第44号取入後の選任同意についてを議題と致します

議 長～専務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～去つた未目で前取入後の仲村春松氏が任期が切れましたので、その後任を沢し安一、現在の経済課長～の沢し安一氏が適任だと思ひまして選任したいと思ひまして、皆さんの御同意を求めたいと思ひます。よろしく御審議を願ひます。

議 長～暫く休憩致します。(午後3時36分)

議 長再開致します。(午後3時38分)

議 長～本案につきましては、質疑、討論を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑、討論を打切ることに致します。

議 長～では、議案第44号取入後の選任同意についてを議決に付します。

議長～原案通り同意することに御異議ございませんか。

全員～（異議なしと呼ぶ）

議長～全員御異議がない様でありますので、議案第44号取入後の最低賃金については全会一致でもって、原案通り同意することに決定致します。

議長～暫く休憩致します。（午後3時40分）

議長～再開致します。（午後3時50分）

議長～全日程が全部終了致しましたので、本日の会議を閉じることと致します。尚、明日26日（木曜日）は定刻午前10時より再開致します。

議長～散会（午後3時52分）

議長～原案通り同意することに御異議ございませんか。

全員～（異議なしと呼ぶ）

議長～全員御異議がない様でありますので、議案第44号取入後の選任同意については全会一致でもつて、原案通り同意することに決定致します。

議長～暫く休憩致します。（午後3時40分）

議長～再開致します。（午後3時50分）

議長～全日程が全部修了致しましたので、本日の会議を閉じることに致します。尚明日26日（木曜日）は定該午前10時より再開致します。

議長～散会（午後3時52分）